

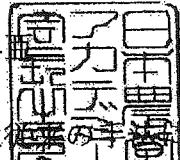
高橋 はるみ 北海道知事殿

遺伝子組換え農作物に関する見解と研究開発に対する規制強化に反対する要請

2004年2月16日

日本農学アカデミー会長

山下 興



作物の遺伝子を操作して的確に作物の形質を改良する技術は、  
比べて格段の可能性と有用性をもつため、世界的に注目され、2003年には遺  
伝子組換え作物が6770万ヘクタールに作付けされるようになりました。  
さらに、有用遺伝子の確保、DNA操作手法の高度化、遺伝子組換え作物の作  
出と選抜などが激しい競争下で行われています。

我が国では2002年に世界の最高精度でのイネゲノムの解読、2003年にイネ  
の完全長c-DNA30000個の確保を米国、仏国、英國、中国、韓国、タイ、イン  
ドなどの国際共同研究をリードしつつ終えました。そのことにより、イネ、コ  
ムギ、トウモロコシなどの人類の重要穀類の有用遺伝子の確保に先進的な地位  
を築いた他、アラブドプシスゲノム解析の推進により、野菜類の有用遺伝子の  
確保がすすめられつつあります。

また、我が国は独自のDNA操作手法の開発をすすめるとともに、高い光合  
成能、病虫害抵抗性、低温、高温、乾燥、湿潤などの環境ストレス耐性など、  
作物生産の向上に決定的な影響を及ぼす形質を導入した作物品種や、医薬成分  
や健康機能を向上させる成分に富む新規産業用植物を開発しております。

一方、DNA操作の手法から想定される危険性に対しては、これまでの他の  
新技術導入に比べてきわめて厳しい検証に基づいて策定された安全性確認ルー  
ルの着実な実施により回避され、安全性は科学的に確保されています。

食品に対し、その安全性が確保されたとはいえ、安心できない、嫌いである  
という消費者が商品を選別できるように表示制度も制定されました。

すなわち、わが国では遺伝子組換え農産物についても前提である安全性の確  
保と価値評価を市場に委ねる体制が確立されております。

また環境影響上の安全性も確認されたものでなければ生産・流通できません。  
試験研究機関でも文部科学省、農林水産省が策定した指針に従い、研究段  
階に応じて閉鎖系、隔離圃場、開放系と定められた環境で試験栽培が行われて  
います。これらの指針に基づく環境安全性確保のルールは本年2月19日の「遺  
伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の  
施行後は同法に基づくこととなります。

これらの措置をとつて栽培される遺伝子組換え作物に対して、地域から生産される農産物のイメージが悪くなるとする一部団体の主張には科学的な根拠が認められません。

私たちは機会あるごとに、いわれる心配や危惧にたいし丁寧に説明し、国民による理解を深めてまいりました。また、試験研究の現場では試験研究の推進については自治体や住民などに極力説明するとともに、質疑に対しては理をつくした説明をすることにより、理解を得てすすめております。その結果、多くの国民から遺伝子組換え農作物に対する科学的な理解を得ております。

それにもかかわらず、一部の地方自治体では遺伝子組換え作物の試験研究を事実上阻害するような規制を検討する動きがあることが報道されております。

私たちは、このことが、人類の叡智が生んだ新たな科学技術の進歩と普及を不当に妨げ、結果的に農業者、消費者が享受すべき受益の芽を摘むものとして憂慮しております。

私たちはこのような憂慮にたつて次の二点を要請いたします。

1. 遺伝子組換え作物のもつ危険性の指摘にたいしては、科学者の見解を求め、正しい認識に立った的確な判断をされること
2. 大学、試験研究機関等の構内圃場における遺伝子組換え作物の試験栽培に関しては文部科学省、農林水産省等が策定した指針<sup>(注)</sup>に従つて行われていることを十分配慮し、さらなる規制に関しては慎重に検討されること

(注) 文部科学省：「組換え DNA 実験指針」及び農林水産省：「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」。これらに基づく安全性確保のための仕組みについて、本年 2 月 19 日の「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の施行後は同法に基づくこととなる。